

○風俗営業等立入調査要綱の全部改正について

(平成10年1月14日岩生安発第19号警察本部長)

[沿革] 平成12年10月岩生安発第129号、平成14年2月岩生企第130号、5月第314号、平成19年3月第115号、平成26年3月岩生環第170号改正

各 部 長

各 所 属 長

前文、本文省略

別添

風俗営業等立入調査要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）に基づく立入り調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 立入り調査の対象は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業のうち風適法第2条第7号第1号の営業の事務所、受付所又は待機所、店舗型電話異性紹介営業及び深夜において設備を設けて客に飲食させる営業の営業所とする。

(手続き及び方法)

第3 立入りの手続き及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 立入りを行う際は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第84条に定める身分証明書（規則別記様式第43号）を携帯し、関係者に提示すること。
- (2) 個室又はこれに類する施設内に立ち入る場合にあっては、事前にノックする等により客が在室しないことを確認すること。
- (3) 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業員等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、営業者側への質問で十分に目的を達しない場合に限り行うこととし、通常は行わないようにすること。
- (4) 営業時間中に立入りを行う場合には、できるだけ営業の妨げとならないように注意すること。

(調査事項)

第4 対象毎の立入りにおける調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 風俗営業の営業所にあつては、風俗営業立入調査表（様式第1号）掲載の調査事項とする。
- (2) 店舗型性風俗特殊営業の営業所にあつては、店舗型性風俗特殊営業立入調査表（様式第2号）掲載の調査事項とする。
- (3) 無店舗型性風俗特殊営業のうち風適法第2条第7項第1号の営業の事務所、受付所又は待機所にあつては、無店舗型性風俗特殊営業（派遣型）立入調査表（様式第3号）掲載の調査事項とする。
- (4) 店舗型電話異性紹介営業の営業所にあつては、店舗型電話異性紹介営業立入調査表（様式第4号）掲載の調査事項とする。
- (5) 深夜において設備を設けて客に飲食させる営業の営業所にあつては、深夜飲食店・深夜酒類提供飲食店営業立入調査表（様式第5号）掲載の調査事項とする。

(実施回数)

第5 署長は、1年に1回以上署の生活安全課員等による立入調査を計画的に実施させるものとする。

2 対象を管轄する受持区及び所管区の地域警察官は、地域の実態掌握の一環と併せて、1年に1回以上立入り調査を行うものとする。ただし、調査事項の違反に対する指導又は指示処分を行った場合、是正措置を確認するため立入り調査

を実施するときは、この限りでない。

(報告等)

第6 立入り調査を実施したときは、風俗営業等立入調査報告書(様式第6号)により第4に規定する立入調査表を添付の上、生活安全課長に報告するものとするが、1か月に1回定期的に署長に報告すること。

2 法令違反等で行政処分の上申や検挙措置の必要性について判断を要する場合は、「風俗営業等関係事務取扱要綱」(平成21年4月2日付け岩生企発第105号)に規定する風俗営業等違反現認(確認)報告書により生活安全課長を経由して署長に報告すること。ただし、軽微な初犯等については、立入調査表の措置欄に口頭指導等と記載し報告するものとする。

(身分証明書の交付等)

第7 風適法第37条の規定に基づく警察職員の立入における身分証明書交付等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 身分証明書の交付基準

- ア 生活安全課(係)に勤務する警察官
- イ 生活安全課(係)に勤務する一般職員のうち許認可事務を担当する者
- ウ 実務経験2年以上で、所管区を担当する地域課に勤務する警察官
- エ その他署長が指導取締上特に必要と認める警察職員

(2) 身分証明書の交付要領

- ア 身分証明書の番号は、各警察職員の職員番号とする。
- イ 公安委員会印は、各署保管のものを使用すること。
- ウ 身分証明書を交付した場合は、身分証明書交付名簿(様式第7号)を備え付けて記録するとともに、身分証明書交付・返納報告書(様式第7号)により、生活環境課長を経由して本部長に報告するものとする。
- エ 異動により所属が変わった後新所属においても前記(1)の交付基準に該当する場合は、既交付の身分証明書を継続して使用できることとするが、継続して使用する場合も身分証明書交付名簿に記録し、身分証明書交付・返納報告書により、生活環境課長を経由して本部長に報告するものとする。
- オ 被交付者に異動があった場合は、身分証明書交付名簿に記録し、身分証明書交付・返納報告書により、生活環境課長を経由して本部長に報告するものとする。

(3) 身分証明書の返納

- ア 異動等により身分証明書の交付基準に該当しなくなった場合は、身分証明書を返納しなければならない。
- イ 返納された身分証明書は、各署において確実に廃棄し、その経過を身分証明書交付名簿に記録するとともに、身分証明書交付・返納報告書により、生活環境課長を経由して本部長に報告するものとする。

(実施時期)

第8 この要綱は、平成10年1月20日から実施する。

風俗営業立入調査表

(表)

立入調査実施者の官職・氏名		㊟		
立入調査実施日時		年 月 日 午後・前 時 分		
営業所の所在地・名称・種別		法第 2 条第 1 項 号営業 ()		
番号	適用条項	調査事項	良否(○×)	措置
1	法第6条	許可証又は認定証を営業所の見やすい場所に表示しているか		
2	法第7条第5項、第7条の2第3項	相続後又は法人の合併後において許可証の書換えを受けているか		
3	法第9条第1項	届出をしないで構造設備の変更をしていないか		
4	法第9条第3項	許可証の記載事項に変更があったときの書替えを受けているか		
5	法第11条	他人に名義を貸して営業をさせていないか		
6	法第12条	営業所の構造設備が技術上の基準に適合するよう維持しているか		
7	法第13条、条例第6条	営業時間が守られているか		
8	法第14条	客席又は踊り場の照度は規定の数値以下になっていないか		
9	法第15条、条例第7条	騒音・振動は規定の数値以上を生じていないか		
10	法第16条	営業所周辺で清浄な風俗環境を害するような広告宣伝をしていないか		
11	法第17条	料金表を営業所の見やすい場所に表示しているか		
12	法第18条	年少者の立入禁止表示を入りに表示しているか		
13	法第19条	ぱちんこ屋等の遊技場での遊技料金、賞品提供方法は適切か		
14	法第20条第10項	変更承認を受けずに遊技機の入替えをしていないか		
15	法第21条、条例第8条	営業所で卑い行為等が行われていないか		

番号	適用条項	調査事項	良否(○×)	措置
16	法第21条、条例第8条	営業所で客を就寝させ又は宿泊させていないか(旅館を除く)		
17	法第21条、条例第8条	営業中に客の出入口に施錠をし、客に施錠をさせていないか		
18	法第21条、条例第8条	客の求めない飲食物を提供していないか		
19	法第21条、条例第9条	遊技場又はゲーム場と博類行為、射幸心をそそる行為をしていないか		
20	法第21条、条例第9条	遊技場又はゲーム場で射幸心をそそる営業をしていないか		
21	法第21条、条例第9条	ぱちんこ屋遊技場で客に飲酒させていないか		
22	法第21条、条例第9条	ぱちんこ屋遊技場で客に提供した賞品を買い取る勧誘等をしていないか		
23	法第22条	営業に関し客引きをしていないか		
24	法第22条	18歳未満の者を客の接待をさせていないか		
25	法第22条	午後10時以降18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか		
26	法第22条項	18歳未満の者を客として立ち入らせていないか		
27	法第22条	営業所で20歳未満の者に酒類やたばこを提供していないか		
28	法第23条第1項	ぱちんこ屋遊技場で、現金や有価証券を賞品として提供していないか		
29	法第23条第1項	ぱちんこ屋遊技場で、客に提供した賞品を買い取っていないか		
30	法第23条第1項	ぱちんこ屋遊技場で、遊技玉、メダル等を場外に持ち出させていないか		
31	法第23条第1項	ぱちんこ屋遊技場で、遊技玉、メダル等の預かり券を発行していないか		
32	法第23条第2項	まあじゃん屋等で、遊技の結果に応じた賞品を提供していないか		
33	法第24条	管理者を選任しているか		
34	法第25条、第26条	指示処分や行政処分に違反して営業していないか		
35	法第36条	従業員名簿を備え付け、住所・氏名その他必要事項を記載しているか		

様式第2号

店舗型性風俗特殊営業立入調査表

立入調査実施者の官職・氏名		㊟		
立入調査実施日時		年 月 日 午後・前 時 分		
営業所の所在地・名称・種別		法第2条第6項 号営業()		
番号	適用条項	調査事項	良否(○×)	措置
1	法第27条第1項	公安委員会に届出をしているか		
2	法第27条第2項	届出後、届出事項に変更のあったとき届出をしているか		
3	法第28条、条例第11条	営業禁止区域で営業をしていないか		
4	法第28条、条例第12条	営業禁止地域で営業をしていないか		
5	法第28条、条例第13条	営業時間が守られているか(4号のモーテル、ラブホテル等を除く)		
6	法第28条、条例第14条	広告制限区域等において広告宣伝をしていないか		
7	法第28条第5項第6号	清浄な風俗環境を害するような広告宣伝をしていないか		
8	法第28条第9項	年少者の立入禁止表示を入りに表示しているか		
9	法第28条第11項	営業に関し客引きをしていないか		
10	法第28条第11項	18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか		
11	法第28条第11項	18歳未満の者を客として立ち入らせていないか		
12	法第28条第11項	営業所で20歳未満の者に酒類やたばこを提供していないか		
13	法第29条、第30条	指示処分や行政処分に違反して営業していないか		
14	法第36条	従業員名簿を備え付け、住所・氏名その他必要事項を記載しているか		

様式第3号

無店舗型性風俗特殊営業（派遣型）立入調査表

立入調査実施者の官職・氏名		㊟		
立入調査実施日時		年 月 日 午後・前 時 分		
営業所の所在地・名称・種別		法第2条第7項第1号営業		
番号	適用条項	調査事項	良否(○×)	措置
1	法第31条の2第1項	公安委員会に届出をしているか		
2	法第31条の2第5項	届出済確認書を事務所に備えているか		
3	法第31条の2第2項	届出後、届出事項に変更のあったとき届出をしているか		
4	法第31条の2の2	届出以外の無店舗型性風俗特殊営業の広告・宣伝をしていないか		
5	法第31条の3第1項 条例第14条第2項第1号	広告制限区域等において広告宣伝をしていないか		
6	法第31条の3第3項第1号	18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか		
7	法第31条の3第3項第2号	18歳未満の者を客としていないか		
8	法第31条の3 法第31条の4	指示処分や行政処分に違反して営業していないか		
9	法第36条	従業員名簿を備え付け、住所・氏名その他必要事項を記載しているか		

店舗型電話異性紹介営業立入調査表

立入調査実施者の官職・氏名		㊦		
立入調査実施日時		年 月 日 午後・前 時 分		
営業所の所在地・名称				
番号	適用条項	調査事項	良否(○×)	措置
1	法第31条の12第1項	公安委員会に届出をしているか		
2	法第31条の12第2項	届出後、届出事項に変更のあったとき届出をしているか		
3	法第31条の13第1項、条例第11条	営業禁止区域で営業をしていないか		
4	法第31条の13第1項、条例第12条	営業禁止地域で営業をしていないか		
5	法第31条の13第1項、条例第13条	営業時間が守られているか		
6	法第31条の13第1項、条例第14条	広告制限区域等において広告宣伝をしていないか		
7	法第31条の13第1項	清浄な風俗環境を害するような広告宣伝をしていないか		
8	法第31条の13第1項	年少者の立入禁止表示を入りに表示しているか		
9	法第31条の13第2項	営業に関し客引きをしていないか		
10	法第31条の13第2項	18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか		
11	法第31条の13第2項	18歳未満の従業者を会話の当事者にしていないか		
12	法第31条の13第2項	18歳未満の者を客として立ち入らせていないか		
13	法第31条の13第2項	営業所で20歳未満の者に酒類やたばこを提供していないか		
14	法第31条の13第2項	18歳未満の者から会話の申込みを取り次いでいないか		
15	法第31条の13第3項	利用者の年齢(18歳以上であること)を確認するための措置を講じているか		
16	法第31条の14、第31条の15	指示処分や行政処分に違反して営業していないか		
17	法第36条	従業員名簿を備え付け、住所・氏名その他必要事項を記載しているか		

様式第5号

深夜飲食店・深夜酒類提供飲食店営業立入調査表

立入調査実施者の官職・氏名		㊞		
立入調査実施日時		年 月 日 午後・前 時 分		
営業所の所在地・名称・種別		深夜飲食店 ・ 深夜酒類提供飲食店		
番号	適用条項	調査事項	良否(○×)	措置
1	法第32条第1項	営業所の構造設備が技術上の基準に適合するよう維持しているか		
2	法第32条第1項	深夜において客に遊興をさせていないか		
3	法第32条第2項	客席又は踊り場の照度は規定の数値以下になっていないか		
4	法第32条第2項	騒音・振動は規定の数値以上を生じていないか		
5	法第32条第3項	営業に関し客引きをしていないか		
6	法第32条第3項	午後10時以降18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか		
7	法第32条第3項	午後10時以降18歳未満の者を客として立ち入らせていないか		
8	法第32条第3項	営業所で20歳未満の者に酒類やたばこを提供していないか		
9	法第33条第1項	深夜酒類提供飲食店営業は公安委員会に届出をしているか		
10	法第33条第2項	深夜酒類提供飲食店営業は届出事項に変更のあったとき届出をしているか		
11	法第33条第4項	深夜酒類提供飲食店営業の営業制限地域で営業をしていないか		
12	法第34条	指示処分や行政処分に違反して営業していないか		
13	法第36条	従業員名簿を備え付け、住所・氏名その他必要事項を記載しているか		

警察署長 殿

立入調査実施者

課・交番・駐在所
官職

氏名

風俗営業等立入調査報告書

立入年月日	年 月 日午前・後 時から 日午前・後 時まで	
立入対象数	別添立入調査表のとおり 店舗	
違反の有無	有り ・ 無し	
違反の内容	営業所の所在地	
	営業所の名称	
	経営者の住所・氏名	
	違反事項	
	上記以外の違反営業所数	風俗営業所 店舗 店舗型性風俗特殊営業所 店舗 無店舗型性風俗特殊営業所（派遣型） 店舗 店舗型電話異性紹介営業所 店舗 深夜飲食店・深夜酒類提供飲食店営業所 店舗
違反の措置	口頭指導	風俗営業所 店舗 店舗型性風俗特殊営業所 店舗 無店舗型性風俗特殊営業所（派遣型） 店舗 店舗型電話異性紹介営業所 店舗 深夜飲食店・深夜酒類提供飲食店営業所 店舗
	指示予定	風俗営業所 店舗 店舗型性風俗特殊営業所 店舗 無店舗型性風俗特殊営業所（派遣型） 店舗 店舗型電話異性紹介営業所 店舗 深夜飲食店・深夜酒類提供飲食店営業所 店舗
	検挙予定	風俗営業所 店舗 店舗型性風俗特殊営業所 店舗 無店舗型性風俗特殊営業所（派遣型） 店舗 店舗型電話異性紹介営業所 店舗 深夜飲食店・深夜酒類提供飲食店営業所 店舗

